



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
  - \*2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- 告示
  - 169 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 2
  - 170 保安林の指定の解除 ( " ) ..... 2
  - 171 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 2
  - 172 " ( " ) ..... 3
  - 173 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 3
  - 174 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 3
  - 175 " ( " ) ..... 4
  - 176 建設業の許可の取消し (技術調査課) ..... 4
  - 177 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 4
  - 178 道路の区域変更 ( " ) ..... 5
  - 179 道路の供用開始 ( " ) ..... 5
  - 180 " ( " ) ..... 5
  - 181 道路の区域変更 ( " ) ..... 6

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (令和 8 年及び令和 9 年における特別休暇の特例措置)</p> <p>6 条例第14条に規定する人事委員会規則で定める場合は、<u>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの間</u>においては、第14条第 1 項各号に掲げる場合のほか、<u>ワールドマスターズゲームズ2027関西の大会（公開競技及びそのリハーサル大会を含む。）</u>に選手又は競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときとし、その期間は、一の年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第17条中「掲げる場合」とあるのは、「掲げる場合若しくは附則第 6 項に定める場合」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 (令和 2 年及び令和 3 年における特別休暇の特例措置)</p> <p>6 条例第14条に規定する人事委員会規則で定める場合は、<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間</u>においては、第14条第 1 項各号に掲げる場合のほか、<u>ワールドマスターズゲームズ2021関西の大会（公開競技及びそのリハーサル大会を含む。）</u>に選手又は競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときとし、その期間は、一の年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第17条中「掲げる場合」とあるのは、「掲げる場合若しくは附則第 6 項に定める場合」と読み替えるものとする。</p>

7 略

8 令和 8 年及び令和 9 年における第 14 条第 1 項第 19 号に規定する特別休暇に関する同号の規定の適用については、同号中「6 月」とあるのは「5 月」とする。

7 略

8 令和 2 年及び令和 3 年における第 14 条第 1 項第 19 号に規定する特別休暇に関する同号の規定の適用については、同号中「6 月」とあるのは「5 月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第 169 号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により、告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原 1811 の 18、1812 の 2、字カララシ 2126 の 2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第 170 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 8 年 3 月 6 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 御坊市名田町野島字古谷 530 の 5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第 171 号

令和 8 年和歌山県告示第 59 号（以下「告示第 59 号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方  
角岡忠  
中井平治  
中井友楠  
森下績  
福岡文右衛門  
北田福松
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施

業要件

告示第59号のとおり

#### 和歌山県告示第172号

令和8年和歌山県告示第60号（以下「告示第60号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

弓庭武彦  
足立喜一  
山下好幸  
新宅國弘  
前上晋作  
岩尾クニ  
中田やす子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第60号のとおり

#### 和歌山県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第174号

令和7年農林水産省告示第1367号（以下「告示第1367号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 所在が不明である通知の相手方

松本繁和

## 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1367号のとおり

**和歌山県告示第175号**

令和7年和歌山県告示第911号（以下「告示第911号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 所在が不明である通知の相手方

前岩美宏

前岩晃夫

## 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第911号のとおり

**和歌山県告示第176号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可の取消しの処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 処分年月日 令和8年2月25日

## 2 処分を受けた者

(1) 商号 株式会社藤本水道

(2) 代表者氏名 齊藤満伊

(3) 主たる営業所の所在地 和歌山市新中島155番地の3

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（特-3）第13158号

## 3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

取締役と同等以上の支配力を有していた者は、刑法（昭和40年法律第45号）第204条の規定に該当したことにより、和歌山簡易裁判所から罰金30万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当すると認められる。

**和歌山県告示第177号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字有原字砂田160番1地先から同町大字有原字砂田146番1地先まで

供用開始の期日 令和8年3月6日

**和歌山県告示第178号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津川字栄谷4091番2地先から同市秋津川字栄谷4097番4地先まで	旧	3.05 } 8.83	95.80	
同上	新	3.05 } 13.80	95.60	

**和歌山県告示第179号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市秋津川字栄谷4091番2地先から同市秋津川字栄谷4097番4地先まで

供用開始の期日 令和8年3月6日

**和歌山県告示第180号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字中二ノ瀬2891番1地先から同町大字市野々字中二ノ瀬2884番地先まで

供用開始の期日 令和8年3月6日

## 和歌山県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 宮崎古江見線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮崎町字上森新田397番6地先から同市宮崎町字外新田171番2地先まで	旧	5.68 } 12.90	754.23	
同上	新	10.10 } 19.03	755.50	